

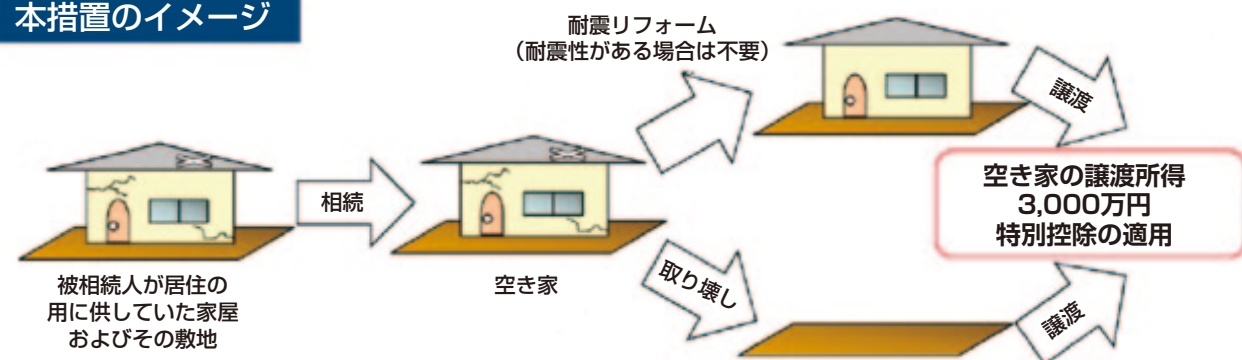
空き家の発生を抑制するための特例措置 (空き家の譲渡所得の3,000万円を特別控除)

🗨️ 都市計画課 ☎73-6677

相続日(家屋・土地の所有者の死亡日)から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋または取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除する制度です。

- 対象要件
 - ・確定申告を行う必要があり、確定申告書には、相続した家屋が所在する市区町村の「被相続人居住用家屋等確認書」が必要です。なお、上記確認書は都市計画課で発行します。
 - ・特例措置が終了する平成31年12月31日までに譲渡する必要があります。
 - ・その他の対象要件については、担当課までお問い合わせください。

本措置のイメージ



本特例を適用した場合の譲渡所得の計算

譲渡所得＝譲渡価額－取得費(譲渡価格×5%(※))－譲渡費用(除去費用等)－特別控除3,000万円

※取得費が不明の場合、譲渡価額の5%で計算

【具体例】相続した家屋を取り壊して、取り壊し後の土地を500万円で譲渡した場合

- 〈前提条件〉
- ・昭和55年建築 ・除去費200万円
 - ・被相続人が20年間所有 ・取得価額不明
- 本特例を適用する場合の所得税・個人住民税額…0円
(500万円－500万円×5%－200万円－3,000万円)×20%=0円
- 本特例がない場合の所得税・個人住民税額…55万円
(500万円－500万円×5%－200万円)×20%=55万円

昭和42年に結婚のご夫婦は申し込みを

🗨️ 福祉課 ☎73-6651

金婚式。それは、2人が共に、健やかに、仲むつまじく過ごしてきた証。それだけに、本人や家族だけでなく地域社会にとってもうれしい出来事です。

市では、結婚50年(昭和42年に結婚)の記念の年を迎えるご夫婦に対し、金婚式を開催し、祝状と祝金をお贈りします。

該当するご夫婦はお申し込みください。

※市から通知はしません。

📅9月29日(金)

※金婚式は11月22日(水)予定。申し込み確認後ご案内します。

🗨️①平成29年1月1日現在、本市の住民であること

②平成29年1月1日から12月31日までに、婚姻期間が50年となる夫婦 ※詳細はお問い合わせください。

🗨️印かんを持参のうえ、福祉課、各支所または市民サービス課で申し込みください。その際、戸籍簿を確認しますので、あらかじめご了承ください。



3世代同居・近居促進事業の費用を助成します

🗨️ 都市計画課 ☎73-6677

市は、安心して子どもを産み育てることができる住まいおよび居住環境の形成を促進するため、新たに3世代で同居または近居※するために住宅を新築もしくは改修する人に対して補助金を助成します。

※近居とは、新たに親世帯と子世帯が直線距離200メートル以内に居住することをいいます。



●補助対象住宅

一戸建て住宅(新築・中古)
※事前着工は認められません。

●補助対象者

- 市税を滞納しておらず、下記のいずれかに該当する人
- ・新たに3世代で同居または近居するために住宅を新築しようとする人、または改修しようとする人
- ・新たに3世代で同居または近居するために新築住宅または中古住宅を取得しようとする人

●補助金の額

補助対象経費の5分の1以内の額とし、住宅1件あたり40万円が限度です。

●補助対象経費

- ・新たに3世代で同居または近居するための新築工事費または改修工事費
- ・新たに3世代で同居または近居するための住宅の取得費

●受付期間

7月10日(月)～12月28日(木)

●その他

- ・予算に達した時点で終了となります。
- ・工事完了の実績報告書を平成30年1月31日までに提出できることが条件となります。

特定不妊治療費を助成します

🗨️ 県南保健所 地域保健課 ☎0957-62-3289 または こども未来課 ☎73-6652

県では、不妊治療(体外受精・顕微授精)にかかる費用の一部を助成しています。

平成26年4月1日以降、新たに助成制度を利用する人のうち、初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合、年間助成回数と通算助成期間の限度は廃止され、通算助成回数は6回までとなります。また、法改正に伴い、初回治療にかかる助成費用の拡充や男性の不妊治療も助成の対象となりました。

🗨️治療終了日の属する年度末

市では、県が実施する特定不妊治療費の助成を受けた人を対象に、治療費の上乗せ助成を実施しています。

●助成の対象

- 法律上の婚姻をしている夫婦で、次のすべてに該当する人。
- ・治療を開始した日に、夫婦の双方または一方が市内に1年以上住所を有していること。
- ・長崎県特定不妊治療費の助成を受けていること。
- ・夫婦とも市税を滞納していないこと。

●助成額

15万円/回(上限)
※凍結胚移植(採卵を伴わないもの)などについては7万5千円

●個人負担金

5万円

●申請に必要な書類

- ①南島原市特定不妊治療費助成申請書
 - ②長崎県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写しおよび受診等証明書の写し
 - ③納税証明書(市税)
- ※市では一般不妊治療・不育治療に対する助成を4月から始めています。